

観光目的税制度の導入施行に関する意見等の提示について

観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会

令和6年11月27日

令和6年11月27日

沖縄県文化観光スポーツ部長
諸見里 真 殿

観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会

委員長	上地	恵龍
委員	越智	正樹
委員	湧川	盛順
委員	末崎	衛
委員	佐藤	主光
委員	目島	憲弘
委員	中村	聡
委員	平良	朝敬
委員	松村	理恵
委員	與座	嘉博
委員	星	明彦
委員	並里	力
委員	高宮	修一
委員	大島	佐喜子
委員	豊田	良二

観光目的税制度の導入施行に関する意見等の提示について

当委員会は、観光目的税制度の導入施行に関する意見交換を通じ、次の事項に関する意見を取りまとめるため、沖縄県文化観光スポーツ部長により選任された者で構成し、令和6年8月29日に第1回会合を開催し、検討作業を開始した。

1 観光目的税に係る制度詳細と使途事業

2 前項について、留意事項や提言すべき事項があればその留意事項等

当委員会は、令和6年8月から11月にかけて、委員会を3回開催し、沖縄県が導入施行する新たな法定外目的税（以下、「観光目的税」という。）に関し、沖縄県における過去の検討内容及び沖縄観光を取りまく環境の変化等を踏まえ、観光目的税の導入の必要性、目的、制度設計、税収の管理運用方法、使途の考え方等について、検討を重ねてきたところである。

今般、沖縄県文化観光スポーツ部長が意見を求めている事項について、当委員会の意見を取りまとめたので、次のとおり報告する。

なお、今回の意見等は、その全てにおいて必ずしも全委員の意見が一致したものではないが、本県において観光目的税を1日も早く導入することをより優先すべきとの委員の総意によって取りまとめられたものである。留意事項及び提言事項に記載している項目について、引き続き、制度の改善に努めることを求める。

1 観光目的税に係る制度詳細

(1) 導入目的

世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的として、安全・安心で快適な観光の実現、観光による弊害の未然防止等、観光振興により県民、観光客、観光事業者の全てが幸せな三方よしの社会を達成するために要する経費に充てるため

(2) 課税客体

ア 旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く。）

イ 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして行う住宅宿泊事業に係る住宅等における宿泊

(3) 納税義務者

沖縄県内のホテル等の宿泊者

(4) 徴収方法

ホテル等の事業経営者、その他観光目的税の徴収で便宜を有する者による特別徴収

(5) 課税標準

1人1泊当たりの宿泊料金

(6) 課税免除

ア 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの

イ 前号に規定する学校が主催する修学旅行の引率者

(7) 税率

定率2%（ただし、税額は2,000円を上限とする。）

なお、独自に観光目的税を導入する市町村における宿泊分に係る税率及び税額の上限額は、(9)で定まる県観光目的税と市町村観光目的税の比率により調整すること。

(8) 使途事業

観光目的税導入の趣旨に鑑み、次に示す使途項目に基づき、優先度を十分に検討の上、必要と判断した事業に充当すること

ア 安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）

イ 県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化

ウ 観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり

エ 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

オ 地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外から

の観光旅行の促進

カ 市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）

(9) 県と市町村の税配分

県1、市町村1とすること。

また、独自に観光目的税を導入する市町村は、現時点で、観光施設及び観光客の往来が多く、その対策を行う必要性が高い。そのため、必要な財源を確保することを目的として、今般、同税導入に取り組んでいること等を考慮し、県2、市町村3とすること。

2 留意事項及び提言事項

当委員会の議論では様々な意見があったが、前項で示した制度詳細等のほか、今後の沖縄県における法定外目的税制度の導入施行に係る検討の際並びに制度導入後に留意することが必要な事項について、付記する。

- (1) 観光目的税を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」（仮称）で検討することとし、広域連携DMOである沖縄観光コンベンションビューローが一定の役割を担うこと
- (2) 本委員会に提示された現時点の使途事業の例示に限定することなく、今後の沖縄観光の将来を見据えた事業の実施を検討すること
- (3) 観光目的税そのものが、より質の高い新たな沖縄観光ブランドの一部をなすものとして、納税者である宿泊客から共感されるものとなるよう、事業の実施を検討すること
- (4) 沖縄における観光の重要性について県民の理解を促進する事業の実施を検討すること
- (5) 財政需要調査の事業は十分に精査した上で、優先順位を定め、事業を実施すること

- (6) 税の徴収及び事業執行にあたり、徴収部門、事業執行部門の体制強化を検討すること
- (7) 税活用事業は、KPI等を設定し評価検証すること
- (8) 法定外目的税の趣旨に鑑み適切に税が活用されているか、県及び市町村の使途事業を検証する体制を検討すること
- (9) 税率、上限額等の税の制度は、定期的に見直すこと。特に、導入直後は、当初の想定とは異なる事態が生ずることも考えられることから、短期間（3年程度）で見直しを検討すること
- (10) 税の導入に係るシステム改修費等、制度の導入に係る特別徴収義務者の経費負担については、特別徴収義務者の持ち出しにならないよう、十分に配慮するとともに、導入後も事務負担や徴収コストへ十分配慮すること
- (11) 県民の課税免除は、税の公平性や「法の下での平等」に反する恐れがあり、現時点ではそれを超えて県民の利益を優先すべきと判断するための「公益上の事由」の整理が不十分であることから、今回は見送ることとなった。ただし、県民の観光への理解と協力を得るため、その実現に向けて引き続き、幅広い意見を聞きながら可能性を探り、検討すること
- (12) 離島住民を課税対象とすることについては、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した使途事業などにより配慮すること
- (13) 所要額調査を早急に実施し、県、市町村、業界のニーズを把握すること
- (14) 直近のデータを基に早急に税収の試算を行うこと
- (15) 観光目的税の導入前に、宿泊事業者への説明会を実施すること
- (16) 観光目的税を導入しない市町村への配分については、地域の特性、必要性に応じた事業に活用できるよう交付金とすること

最後に、今回提示する意見は、沖縄県文化観光スポーツ部長の依頼の趣旨を踏まえ、当委員会に与えられた任務を全うすべく、各委員が精力的に議論を重ね、意見交換を行った上で取りまとめられたものである。

当委員会としては、この意見が観光目的税制度の導入施行に関する沖縄県の意思決定において重要な役割と意義を持つことを期待するとともに、留意事項等を含めた意見に沖縄県が適切に対応することを要請する。